

石川県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金曜日)

号 外

(第 21 号)

目 次

規 則			
石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	1	石川県障害者支援施設等条例施行規則 (障害保健福祉課)	4
石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則 (地方課)	1	石川県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (医療対策課)	5
介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則 (長寿社会課)	3	石川県里親規則の一部を改正する規則 (少子化対策監室)	6

規 則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第五号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則 (平成十二年石川県規則第四十二号) の一部を次のように改正する。
第二条の表二十一の項イ中「第三十四条第九号」を「第三十四条第十三号」に改め、同表二十六の項の次に次のように加える。

一十六の二 特例条例第二条の表四十七の二の項ヨに規定する景観法 (平成十六年法律第九十号) 及びいしかわ景観総合条例 (平成二十年石川県条例第二十九号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	いしかわ景観総合条例施行規則 (平成二十年石川県規則第三十八号) 第十条第一項の規定による景観形成基準に適合する旨の通知
---	--

第二条の表二十七の項中「平成十六年法律第九十号」を削り、同表二十八の項中「平成二十年石川県条例第二十九号」を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第六号

石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則の一部を改正する規則

石川県住民基本台帳法施行条例に基づく本人確認情報の提供の方法等を定める規則 (平成二十年石川県規則第七号) の一部を次のように改正する。

第三条第十項中「別表第一第十号」を「別表第一第十三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の前に次の一

項を加える。

12 条例別表第一第十二号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 石川県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年石川県条例第十四号)以下この項において「条例」といふ)第五条第一項の規定による加入の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答
 - 二 条例第九条第一項の規定による年金の給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - 三 条例第十五条の二第一項の規定による脱退一時金の給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答
 - 四 条例第十九条第三項第二号又は同条第四項の規定による届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 第三条第九項中「別表第一第九号」を「別表第一第十一号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「別表第一第八号」を「別表第一第十号」に改め、「定める」の下に「恩給の支給に関する」を加え、同項を同条第十項とし、同条第七項中「別表第一第七号」を「別表第一第九号」に改め、同項を同条第九項とし、同項の前に次の一項を加える。

8 条例別表第一第八号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 砂利採取法(昭和四十二年法律第七十四号)第三条の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
 - 二 砂利採取法第九条第一項の規定による変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査
- 第三条第六項中「別表第一第六号」を「別表第一第七号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「別表第一第五号」を「別表第一第六号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 条例別表第一第五号の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の規定による登録の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
- 二 採石法第三十二条の七第一項の規定による変更の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

2 石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第十三号)の一部を次のように改正する。
第三条第一項第一号中「写し」の下に「(知事が、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の五第一項に規定する本人確認情報について、同法第三十条の八第一項の規定によるその利用(以下「本人確認情報の利用」といふ)をできない場合に限る。)」を加える。

第六条第一項第一号八中「写し」の下に「(年金管理者については、知事が本人確認情報の利用をできない場合に限る。)」を加える。

第九条の二第一項第一号及び第二号中「写し」の下に「(知事が本人確認情報の利用をできない場合に限る。)」を加える。

第十一条第一項第一号中「第一項第一号」を「条例第十九条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第一項第二号・第二項第一号」を「条例第十九条第一項第二号・第二項第一号」に改め、同項第三号中「第一項第三号」を「条例第十九条第一項第三号」に改め、同項第四号中「第三項第三号」を「条例第十九条第三項第三号」に改め、同項第五号中「第四項」を「条例第十九条第四項」に改め、同条第二項中「前項第五号」を「第一項第五号」に改め、「写し」の下に「(知事が本人確認情報の利用をできない場合に限る。)」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 条例第十九条第三項第二号に該当する場合に係る前項第二号の死亡・重度障害届書には、年金受給権者の削除された住民票の写し(知事が本人確認情報の利用をできない場合に限る。)を添えるものとする。

別記様式第一号備考を次のように改める。

備考

- 1 申込者本人が欄外の場合は、押印を省略することができず。
- 2 申込者及びその扶養する心身障害者が県内に住民票を有する場合、住民票の写しについては、添付を省略

することができます。

別記様式第十号中「年金管理者の住民票の写し」の次に「(年金管理者が県内に住民票を有する場合、添付を省略できます。)」を付ける。

別記様式第十一号中の欄を次のように改める。

備考

- 1 請求者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。
- 2 加入者及び心身障害者が県内に住民票を有する場合、住民票の写しについては、添付を省略することができます。

別記様式第十二号中「備考 届出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。」を「添付書類 年金受給権者の死亡により届け出る場合は、年金受給権者の削除された住民票の写し

備考

- 1 届出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。 付ける。
- 2 県内に住民票を有していた年金受給権者の死亡により届け出る場合は、住民票の写しについては、添付を省略することができます。 」

別記様式第十三号欄を次のように改める。

備考

- 1 届出者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。
- 2 年金受給権者が県内に住民票を有する場合、住民票の写しについては、添付を省略することができます。

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第七号

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則の一部を改正する規則

介護サービス事業者の指定等及び業務管理体制の整備の届出に関する規則(平成十一年石川県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二の次に次の一条を加える。

(特定施設入居者生活介護に係る指定の変更の申請)

第二条の三 法第七十条の三第一項の規定による特定施設入居者生活介護に係る法第四十一条第一項本文の指定の変更の申請は、別記様式第一号の四により行われる。

別記様式第一号の三中「第115条の10」を「第115条の11」に改め、同様式の次に次の様式を加える。

別記様式第一号の4 (第2条の3関係)

特定施設入居者生活介護指定変更申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者

住 所

(主たる事務所の所在地)

氏 名

〔名称並びに代表者の氏名、
生年月日、住所及び職名〕



介護保険法第70条の3第1項の規定により、特定施設入居者生活介護に係る同法第41条第1項本文の指定の変更を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

		介護保険事業者 番号									
事業所		名称									
		所在地									
利用者の推定数（要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする。）											
		要介護者					要支援者				
利用者の定員		(変更前)					(変更後)				
協力 医療 機関	名称									主な診療科名	
	名称									主な診療科名	
	名称									主な診療科名	

備考 次に掲げる事項を記載した書類を添付してください。

- 1 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
- 2 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の場合にあっては、受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地
- 4 協力医療機関との契約の内容（協力歯科医療機関があるときは、当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む。）

別記様式第 1 号中「第 115 条の 10」を「第 115 条の 11」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県障害者支援施設等条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第八号

石川県障害者支援施設等条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県障害者支援施設等条例（平成二十四年石川県条例第十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(食事の提供等に要する費用等)

第二条 条例第三条第二項の規則で定める費用等及びその額は、次のとおりとする。

費 用 等	費 用 等 の 額
一 食費	一食につき 朝食 三百九十円 昼食 五百九十円 夕食 五百九十円
二 光熱水費	一日につき 三百二十円
三 被服費	実費相当額を知事が定める額

四 日用品費	実費相当額で知事が定める額
五 その他日常生活において必要となるものにかかる費用等であつて利用者負担を要するものが増加するもの	実費相当額で知事が定める額

(指定管理者の指定の申請)

第三条 条例第六条の規定による申請は、別記様式による申請書を提出して行うものとする。

2 条例第六条の知事が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 知事が指定する事業年度分の貸借対照表、事業活動計算書その他財務に関する書類
- 四 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(雑則)

第四条 この規則に定めるもののほか、障害者支援施設等の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(石川県精養園規則の廃止)

2 石川県精養園規則(昭和二十八年石川県規則第三十三号)は、廃止する。

別記様式(第3条関係)

石川県障害者支援施設等指定管理者指定申請書

年 月 日

石川県知事 様

申請者 主たる事務所の所在地
 名称
 代表者氏名



(障害者支援施設等の名称)の指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 (障害者支援施設等の名称)の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款
- 3 登記事項証明書
- 4 知事が指定する事業年度分の貸借対照表、事業活動計算書その他財務に関する書類
- 5 組織、事業内容その他申請者の概要を記載した書類
- 6 その他知事が必要と認める書類

備考 代表者本人が署名する場合は、押印を省略することができます。

石川県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第九号

石川県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

石川県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則(昭和四十九年石川県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号を次のように改める。

- 三 障害児入所施設及び児童発達支援センター

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

石川県里親規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十号

石川県里親規則の一部を改正する規則

石川県里親規則(昭和六十二年石川県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「第三十六条の四十二第一項」を「第三十六条の四十六第一項」に改める。

別記様式第一号(裏)記載上の注意13(3)中「第1条の36」を「第1条の37」に改め、同様式(裏)記載上の注意13(5)中「第34条の15第1項」を「第34条の20第1項」に改める。

別記様式第二号(裏)記載上の注意13中「第1条の36」を「第1条の37」に、「3親等以内の」を「扶養義務者及びその配偶者である」に改め、「拘禁」の次に「、疾病による病院への入院」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一号(裏)記載上の注意13(5)の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別記様式第二号の規定による里親名簿は、この規則の施行の日以後に登簿し、又は登簿の更新を行う里親について適用する。

3 この規則による改正前の石川県里親規則の規定に基づき作成した用紙は、なお当分の間、所定の調整をして使用することができる。